

○朝霞市職員提案及び事務改善報告に関する規程

平成19年10月10日

規程第20号

改正 平成21年3月19日規程第6号

平成23年3月31日規程第2号

平成24年6月1日規程第3号

平成25年3月29日規程第5号

平成26年4月1日規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、職員提案及び事務改善報告を奨励することにより、組織の活性化を図り、もって効率的な行政運営に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において「職員提案」とは、次の各号のいずれかに該当するもの（既に実施し、又は実施する予定があるものを除く。）をいう。

(1) 政策の形成に関するもの

(2) 市民サービスの向上となるもの

(3) 事務の能率の向上となるもの

(4) 収入の増加又は経費の節減となるもの

(5) 市のイメージの向上が見込まれるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、公益上有効であると認められるもの

2 この規程において「事務改善報告」とは、既に実施した所掌する事務の見直しについての報告で、前項第2号から第6号までのいずれかに該当するものをいう。

3 市長は、特定の事項についての職員提案を、期間を定めて募集することができる。

(職員提案等の資格)

第3条 職員は、単独又は共同で職員提案又は事務改善報告（以下「職員提案等」という。）をすることができる。ただし、職員提案等審査委員会（以下「委員会」という。）の委員は、職員提案をすることができない。

(職員提案等の方法)

第4条 職員提案は、職員提案書(様式第1号)により、事務改善報告は、事務改善報告書(様式第2号)により、政策企画課長に提出するものとする。

(職員提案等の受理)

第5条 政策企画課長は、職員提案書を受理したときは職員提案登録簿(様式第3号)に、事務改善報告書を受理したときは事務改善報告登録簿(様式第4号)に、必要な事項を記載するものとする。

(委員会の設置等)

第6条 職員提案等の内容を審査するために委員会を置く。

2 職員提案の審査基準は、職員提案審査基準(別表第1)とし、事務改善報告の審査基準は、事務改善報告審査基準(別表第2)とする。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、政策企画課長とし、委員は、市長が課長補佐級職員のうちから5人を任命する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員会は、職員提案等の審査に必要と認めた場合は、関係職員の出席を求めてその説明を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 委員会は、委員長が招集するものとする。

2 委員会は、委員(委員長を含む。以下同じ。)の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査)

第10条 職員提案は、所属及び氏名を秘して委員会の審査に付すものとする。
ただし、職員提案を行った者が所属及び氏名の公表を希望しているときは、この限りではない。

2 事務改善報告は、委員会の審査に付すものとする。

(審査結果の通知)

第11条 市長は、委員会の決定に基づき、職員提案を行った者については職員提案審査結果通知書(様式第5号)により、事務改善報告を行った者については事務改善報告審査結果通知書(様式第6号)により、審査結果を通知するものとする。ただし、事務改善報告については、入賞外の場合、事務改善報告採点結果一覧(様式第7号)により、審査結果を通知することができる。

(入賞)

第12条 市長は、入賞した職員提案等について、当該職員提案等を行った者を表彰する。

2 入賞の基準は、職員提案については職員提案入賞基準(別表第3)とし、事務改善報告については事務改善報告入賞基準(別表第4)とする。

(公表)

第13条 入賞した職員提案等については、公表するものとする。

(職員の責務)

第14条 職員は、事務及び事業の遂行に当たり、常に創意工夫を図り、職員提案等に努めなければならない。

2 所属長は、常に所属職員に職員提案等を奨励するよう努めなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受理された職員提案等に関するすべての権利は、市に帰属する。

(庶務)

第16条 職員提案等に関する庶務は、政策企画室において処理する。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、職員提案等に関し必要な事項は、別

に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年11月1日から施行する。

(朝霞市職員の提案に関する規程等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 朝霞市職員の提案に関する規程(平成6年朝霞市規程第16号)

(2) 朝霞市職員の事務の改善に関する規程(平成15年朝霞市規程第10号)

附 則(平成21年規程第6号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規程第2号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規程第3号)

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第5号)

この規程は、平成25年3月29日から施行する。

附 則(平成26年規程第 号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

職員提案審査基準

審査事項	配点	採点
<p>1 実施の効果 (市民サービスの向上、時間の短縮、 手続行程数の減少、収入の増加、人 員の削減、職場環境の改善、市のイ メージ向上等、実現した場合の効果 はどの程度あるか。)</p>	<p>1 ~ 10</p>	
<p>2 創意性・独創性 (創意工夫がされているか。また、 独創性があるか。)</p>	<p>1 ~ 10</p>	
<p>3 研究及び努力の程度 (調査、研究等にどの程度努力した か。)</p>	<p>1 ~ 10</p>	
<p>4 実現可能性 (実施に要する費用・時間の程度及 び法令・制度的な問題を考慮し、提 案実現の可能性があるか。)</p>	<p>1 ~ 10</p>	

別表第2（第6条関係）

事務改善報告審査基準

審査事項	配点	採点
1 研究及び努力の程度 （調査、研究等にどの程度努力したか。）	1～10	
2 創意の程度 （どの程度創意工夫がされているか。）	1～10	
3 経済的効果の程度 （支出の削減、収入の増加等改善後の経済効果は、どの程度あるか。）	1～10	
4 重要性の程度 （第2条第1項第2号から第6号までに関わる重要性は、どの程度あるか。）	1～10	

別表第3（第12条関係）

職員提案入賞基準

区 分	優 秀 賞	佳 作
基 準	委員の4人以上が点数を30点以上とした提案	優秀賞を除き、委員の4人以上が点数を26点以上とした提案

備考 優秀賞及び佳作の基準に達しない提案であっても、優れたアイデアと認められるものについては、特別賞として賞状を授与する。

別表第4（第12条関係）

事務改善報告入賞基準

区 分	優 秀 賞	佳 作
基 準	委員の4人以上が点数を30点以上とした報告	優秀賞を除き、委員の4人以上が点数を26点以上とした報告

様式第1号（第4条関係）

職員提案書

< 提案者 >

所 属		氏 名	
-----	--	-----	--

題 名	
概 要	
1 現状と問題点（具体的に）	
2 提案の内容（問題点に対する提案を具体的に）	
3 提案による効果（改善・能率向上が図られると思われる点を具体的に）	
4 提案の実現に費用を要する事項等（金額及び事項を具体的に）	

備考

- 1 記入事項が多い場合は、別紙に記入してください。
- 2 資料（図面等）がある場合は、添付してください。
- 3 概要欄はホームページ掲載用です。簡潔に記入してください。

様式第2号（第4条関係）

事務改善報告書

所 属		氏 名	
題 名	(朝霞市職員提案及び事務改善報告に関する規程第2条第1項第 号に該当)		
概 要			
事務の 状況	改善前（主な問題点等）	改善後（主な改善事項、工夫した点等）	
	数値表記できるものに関して記入（事務に要する時間、日数、経費、収入等）		
	改 善 前	改 善 後	
改善の 効果			

備考

- 1 記入事項が多い場合は、別紙に記入してください。
- 2 資料（図面等）がある場合は、添付してください。
- 3 概要欄はホームページ掲載用です。簡潔に記入してください。

様式第5号（第11条関係）

職員提案審査結果通知書

年 月 日

様

政策企画課長

題 名	
受理年月日	年 月 日

あなたの職員提案については、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

様式第6号（第11条関係）

事務改善報告審査結果通知書

年 月 日

様

政策企画課長

題 名	
受 理 年 月 日	年 月 日

あなたの事務改善報告については、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

事務改善報告採点結果一覧

	課名	平成 年度 改善報告名(平成 年度実施)	30点以上とした委員数	26点以上とした委員数	入賞
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

優秀賞:委員の4人以上が点数の合計を30点以上とした報告

佳作:優秀賞を除き、委員の点数の合計を26点以上とした報告

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 1 1 条関係)

様式第 6 号 (第 1 1 条関係)

様式第 7 号 (第 1 1 条関係)